

角 田 市
市有地売却に係る一般競争入札案内書
(令和8年4月実施)

角田市会計課契約検査係

目 次

一般競争入札物件	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
一般競争入札の流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
一般競争入札実施要領	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
入札心得	・・・・・・・・・・・・・・・・	9

一般競争入札物件

番号	区分	所在地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	入札保証金 (円)
物件	土地	角田市枝野字青木 1 5 5 番 2 2 外 4 筆	原野	1,693.61 ㎡	5,427,400	271,400

- (注) 1 物件は現状のままでの引き渡しとなります。
- 2 概要については、物件調書をご覧ください。ただし、物件調書はあくまでも物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みにあたっては、必ず各自で調査、確認を行ってください。
- 3 面積は、登記簿面積での契約となります。
- 4 物件の土地については、建物の建築用地以外の利用はできません。土地売買契約の締結した日から5年以内に建物建築を完了していただくことになります。売買契約締結時に買戻権登記を、角田市が囑託して行います。
- 5 予告なく入札中止、内容変更をすることがあります。

一般競争入札の流れ（概要）

1 入札参加の申込み

令和8年4月20日（月）～令和8年4月28日（火）
9：00～17：00 ※土曜日、日曜日、祝日を除く
【会計課 契約検査係（角田市役所西庁舎1階）】



2 現地説明会

説明会は開催しません。必ず各自で現地をご確認ください。



3 入札保証金の納付

入札参加申込後～令和8年4月28日（火）まで
入札保証金を、角田市指定金融機関で納付書により納付してください。



4 入札・落札者の決定

入札日時 令和8年4月30日（木） 角田市役所東庁舎4階 401会議室
※代理人は委任状も提出してください。
※市が設定した最低売却価格以上の金額で最高額を入札した者が落札者となります。



5 契約の締結並びに契約保証金の納付

令和8年5月7日（木）までに契約を締結しますので、契約保証金として、契約金額の「100分の10以上」の金額から、入札保証金を差し引いた金額を納付してください。
※契約締結時には、契約保証金の納付等が必要です。ただし、契約締結時に一括で売買代金を支払いしていただく場合には契約保証金は必要ありません。
※収入印紙代は、落札者の負担となります。



6 売買代金の納付

契約締結日から30日以内に売買代金から契約保証金を除いた額をお支払いください。※契約保証金は売買代金の一部に充当します。



7 引渡し・所有権移転登記・買戻権登記

※引渡しは、現状のまま行います。
※所有権移転登記・買戻権登記の手続きは、角田市が行います。
※登録免許税は、落札者の負担となります。

一般競争入札実施要領

1. 入札日時

令和8年4月30日（木） 入札開始 14時00分

2. 入札場所

角田市角田字大坊41 角田市役所東庁舎4階 401会議室

3. 入札参加申込受付

(1) 申込受付日時

令和8年4月20日（月）～令和8年4月28日（火）まで
午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日除く

(2) 申込受付場所

角田市角田字大坊41 角田市役所西庁舎1階 会計課契約検査係

(3) 申込に必要な書類

○市有財産売却一般競争入札参加申込書 2部

(使用印鑑は印鑑登録と同一のもの)

※添付書類 原本各1部

(各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。)

ア. 個人の場合 ①住民票

②印鑑登録証明書

③誓約書

④令和7年度の市区町村税の納税証明書

※納税証明書は、次に掲げるもののうち該当するもの

(i) 市区町村民税

(ii) 固定資産税及び都市計画税

(iii) 軽自動車税

(iv) 特別土地保有税

(v) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料

イ. 法人の場合 ①法人の履歴事項全部証明書

②代表者の印鑑登録証明書

③誓約書

④令和7年度の市区町村税の納税証明書

※納税証明書は、次に掲げるもののうち該当するもの

- (i) 固定資産税及び都市計画税
- (ii) 軽自動車税
- (iii) 法人市区町村民税
- (iv) 特別土地保有税

4. 入札参加資格

- (1) 一般競争入札の当該入札に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けていない者。
- (2) 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱（平成20年10月22日角田市告示第99号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者、以外の者。
- (4) 在住（所在地）の市区町村税に滞納が無く、売買代金の支払いが可能な者。

5. 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札保証金として所定の金額を、角田市が交付した納付書により、指定する金融機関の窓口で、4月28日（火）までに納付願います。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後2か月程度かかります。あらかじめご了承ください。
- (3) 入札保証金には利息を付しません。
- (4) 落札者が契約を締結しないときは、落札者が納入した入札保証金は角田市に帰属します。
- (5) 納付した入札保証金の領収書の写しを貼付した、入札保証金納付届を入札時に提出（必須）してください。

6. 落札者の決定方法

開札の結果、角田市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。

7. 現地説明会

説明会は開催しません。必ず各自で現地をご確認ください。

8. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の（１）又は（２）の２通りあります。

（１）一括払

契約締結と同日に全額納付していただきます。入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当しますので、契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

（２）契約保証金払い

契約締結と同日に、契約保証金として、契約金額の「100分の10以上」の金額を納付していただきます。入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約保証金から入札保証金を差し引いた額を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、売買契約締結日から30日以内に本市の発行する納入通知書により本市の指定金融機関に納付していただきます。

9. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格の無い者の行った入札、及び入札に関する要件に違反した入札は無効とします。

10. 用途の指定

建物の建築用地以外の利用は出来ません。

- （１）当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等、これらに類する業の用途に使用することができません。
- （２）当該物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に使用することができません。
- （３）当該物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させるものとします。
- （４）産業廃棄物関連施設については、周辺環境の維持のため建設できません。

11. 建築期限の指定

物件の土地については、土地売買契約の締結した日から5年以内に建物の建築を完了していただくことになります。

12. 買戻しの特約について

物件の土地については、売買契約締結後、5年以内に建物を建築しない場合、角田市が購入者の承諾を得ないで売買土地の買戻しをすることができることとします。

買戻権の登記は、売買契約締結時に角田市が嘱託して行います。5年経過後の買戻権抹消登記にかかる費用（登録免許税等）は、購入者の負担となります。

13. 瑕疵担保について

物件を引渡し後、売買土地に数量の不足やその他隠れた瑕疵のあることを発見しても、市に対し売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除はできません。その点について了承していただける方のみ、入札参加申込をしてください。

14. 質疑について

質疑については、令和8年4月20日（月）～令和8年4月28日（火）まで受付し、随時回答します。

※詳細については、角田市会計課契約検査係までお尋ねください。

(TEL0224-63-2115)

入札心得

1. 代理人により入札する場合は、委任状を提出し、受任者名にて行うこと（必ず受任者は自身の印鑑を持参すること）
2. 市が設定した最低売却価格以上の金額で最高額を入札した者が落札者となります。
3. 金額は、総額で記入してください。（消費税等は、課税されません）
4. 入札書の金額訂正及び二度書きは無効となります。
5. 参考（売買契約書及び所有権移転登記に必要な経費）
 - ①収入印紙：売買契約書に貼付、契約金額により収入印紙代は異なります。
 - ②登録免許税：所有権移転登記に際し、登記嘱託書に貼付します。